

令和2年6月24日

赤磐市長 友實武則  
総務部 塩見部長 殿

赤磐市議会議員 佐々木雄司

### 照会書

市役所職員に対する議員の圧力行為（パワーハラスメント行為）に関し、貴殿は赤磐市議会 金谷議長宛に、私、佐々木雄司の名を行為者として通達したとのことですが、いつ、どこで、誰に対して、どの様な言動があり、どの様な調査によって圧力行為と認定したのか一切記載がありません。また現在に至るまで、私自身、パワーハラスメントなどにならないよう細心の注意を払ってきたことは勿論、今までも市や市関係者から苦情や指摘を受けたこともなく、まったく身に覚えがないことにも関わらず、内容も知らされない内にパワーハラスメントという不名誉な行為者の名指し受け、第三者に通告されることに遺憾を得ていません。

このようなことから下記の通り内容を照会しますので、令和二年7月8日（水）までにご返答を下さいますようお願い申し上げます。

### 記

1. 誰に対して行ったのか
2. いつ行ったのか
3. どこで行ったのか
4. どの様な言動があったのか
5. どの様な調査によって圧力行為と認定したのか
6. 1から5までについて客観的な証拠提示を求める
7. 圧力行為を確認したのならば第三者に通告する前に、私、佐々木雄司に苦情と改善の申し出を行わなかった理由はなにか
8. 私の個人情報（金谷議長）へ漏洩されたことについての説明を求める

以上

令和2年6月29日

赤磐市長 友實武則  
総務部 塩見部長 殿

赤磐市議会議員 佐々木雄司

照会書（追加分）

令和二年6月24日に送達した照会書に加え、下記の件についてもお尋ねしたく、前送と合わせてご回答をお願い申し上げます。

記

1. 赤磐市において、どのようなものがパワーハラスメントや圧力行為になるかを定めた物があるのか
2. 赤磐市において、パワーハラスメントや圧力行為を認定する際の手続きなどは、例規に備えられているのか
3. 直近五年程度のもので、赤磐市においてパワーハラスメントや圧力行為を認定する際に設置される検討会の会議日程の情報開示は可能か

以上

赤 総 第 110 号  
令和 2年7月7日

赤磐市議会議員 佐々木 雄司 様

赤磐市長 友 實 武 則



### 照会書への回答について

令和2年6月24日及び29日付け、「照会書」に対し、下記のとおり回答します。

なお、貴殿は、「圧力行為（パワーハラスメント）」と表現されていますが、私は、パワーハラスメントとの文言は用いておりません。パワーハラスメントには至らないものや、性質を異にするものも含んだ、いわゆる「圧力」が存在すると申したものですので、御留意ください。

### 記

#### 1 から 6 まで

令和2年6月19日付、赤総第86号の赤磐市議会議長宛の文書において回答したとおり、この件についてこれ以上の詳細なお答えは致しかねます。

7 貴殿への苦情と改善申し出が、必ずしも必要なものとは認識しておりません。

8 貴殿は赤磐市議会議員であり、指摘した事項については、市議会議員としての職務の遂行に係るものですから、赤磐市個人情報保護条例第9条第1項第2号及び赤磐市情報公開条例第7条第2号ただし書により、赤磐市として、利用が可能となるものです。

#### (追加分)

#### 1 から 2 まで

赤磐市におけるパワーハラスメント及び圧力行為並びに認定する際の手続きについて定めたものではありません。

3 検討会は存在しておりません。

以上